

茨城県馬術連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は茨城県馬術連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は茨城県内に設置し、設置場所は理事会の合意において決定する。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は、茨城県内の馬術愛好者相互の連帯を図り、馬術競技の実施、技術の向上、馬術の普及を通じて、親睦を図り、体力の向上とスポーツ精神を育成することを目的とするほか、社団法人日本馬術連盟に加盟し、その業務に協力することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

- 1 上部団体等への加盟及び、選手の選出と派遣。
- 2 各種馬術訓練と競技会の開催、各大会等への参加、役員の派遣に関して。
- 3 日本馬術連盟から委任される事務及び事業の実施に関すること。
- 4 馬術関係事項（講習会及び講演会の開催）の会員への連絡及びその取りまとめに関すること。
- 5 競技の普及、発展に関する企画、広報活動の実施。

第3章 会員及び会費

第5条 この連盟は4条に掲げる事業の趣旨に賛同し、次の各項のいずれかに該当する会員を以て組織する。

《会員の条件》

- 1 茨城県内に居住又は勤務地のある乗馬愛好家。
- 2 茨城県内に在籍する乗馬団体、またはこの乗馬団体に所属する個人の乗馬愛好家。
- 3 前3条の趣旨に賛同できる、個人及び団体。
- 4 連盟の入会に際して、入会希望の団体及び個人は、所定の様式に従い連盟に提出する。尚、団体は入会申請後、1年間の試行期間を経た後に、総会で承認を得なければならない。
- 5 会員は、総会の決議によって定められた次年度会費を3月末日までに納付しなければならない。但し、新入会者は入会と同時に入会金及びその年度の会費を全額納付するものとする。尚、いったん納付された入会金及び会費は理由の如何を問わず一切返還はしない。

第6条 会員は次の各号に該当するとき、その会員資格を喪失する。

- 1 本人から退会の申し出があったとき。
- 2 会員が死亡したとき。
- 3 会員が次のいずれかの事項、及び入会誓約書記載の禁止事項に該当する行為を行い、連盟の勧告により退会及び除名されたとき。

- ① 会費を2年以上滞納し、会員としての義務を怠ったとき。
- ② 本会則に抵触したとき。
- ③ 連盟の対面を汚すなど、連盟が秩序を保てないと判断したとき。〔入会誓約書禁止事項参照のこと〕

前項③号の退会勧告及び除名については、会長が理事会に諮り、審議の上これを行うものとする。

第4章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名（要時）
事務局長	1名
総務委員長	1名
競技委員長	1名
強化委員長	1名
普及委員長	1名
審判委員長	1名
倫理委員長	1名
監查理事	2名
顧問	1-3名（要時）

第8条 本連盟役員の任期は2年とし、尚、再任、再委嘱を妨げない。

- 2 会長、顧問、参与を除く、役員の辞任については本人の申し出のあるとき、または役員として不適格者であると罷免された場合はこの限りではない。罷免された場合、再選、再委嘱もないものとする。

- 3 役員は任期終了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第9条 会長、副会長、監查理事及び顧問を除く役員は、加盟団体の理事により構成される。

第10条 理事は、以下の条件を満たすものとする。

1. 総会で承認され正式に入会した団体の会員から1名を団体より推薦し、理事会で承認を受けた者
2. 会長または理事長に推薦され、理事会の承認を受けた者。（最大2名）
3. 学識経験者で理事会の承認を受けた者。（最大3名）

第11条 役員の選出方法は次の通りとする。役員の選出方法は理事会で承認の後、総会の決議により任命する。なお、任期の途中で役員が交代する場合は、理事会は後任者を任命し、その後任者が残りの任期を遂行することができる。

第 12 条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長はこの連盟の代表として会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、必要ある時はその業務を代行する。
- 3 理事長は会長、副会長を補佐し、理事を代表して本連盟の業務〔総括〕を掌理する。
- 4 理事は会長、副会長、理事長を補佐し、総会の議決に基づき本連盟の業務を掌理する。緊急の時は会員を代表し議決権を行使することができる。
- 5 理事は理事会に参加し、会務を審議決定する。
- 6 監查理事は本連盟の業務及び会計の状況を監査する。
- 7 前項記載以外の理事の業務の細部は別途規程する。
- 8 監查理事はこの連盟の財産及び業務状況を監査し、この会の会議の席上で意見を述べることができる。

第 5 章 総会

第 13 条 総会は本連盟の最高議決機関であって、会員を持って構成され、会長が召集し議長となる。また、会長は議長を指名することができる。

第 14 条 総会は会員の過半数の出席を以て成立する。ただし、会員が所属する団体の理事が出席または委任状を提出している場合には、当該理事が欠席者の議決権を行使することができることとする。

第 15 条 総会は、会計年度の最終日より 120 日以内に毎年通常総会を開催する。

第 16 条 前条の通常総会とは別に以下の場合に臨時総会を召集する。

- 1 会長が必要と認めたとき。
- 2 所属団体の 1 / 3 以上が必要と認めたとき。
- 3 理事の半数以上が必要と認めたとき。

第 17 条 総会においては次の事項を議決する。これらの事項の議決については、事前に理事会の決議を要する。

- 1 役員等の承認
- 2 日本馬術連盟に派遣する理事、正会員の承認
- 3 事業計画及び予算
- 4 事業結果及び決算報告
- 5 規約及び規程の制定と改廃
- 6 その他、本連盟の運営上の必要な事項
 - (1) 総会の召集は、10 日以前に会議の審議事項、日程を書面で会員及び役員に送付しなければならない。
 - (2) 総会の議決は、議長を除く委任状を含む出席者の過半数を以て、これを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (3) 総会の議事については、議事録を作成し、次の事項を記載し、会員に報告しなければならない。

- (4) 総会に欠席する所属団体代表は、その権限を自己の所属する代理人に委任することができる。但し、所定の委任状を使用し、代理人は、本連盟の会員でなければならない。

第6章 理事会及び委員会

第18条 理事会は本連盟の管理期間として、第10条の定めにより選任された理事によって構成され、会長が召集し、理事長が議長となり、次のことを議決する。

- 1 名誉会長、顧問の推薦
- 2 本連盟の規定にかんする事項
- 3 会員罰則（除籍を含まず）にかんする事項
- 4 日本馬術連盟に派遣する理事及び会員の推薦
- 5 総会の審議事項、日時及び場所の決定
- 6 その他理事長が必要と認めた事項
- 7 理事会の通知、閉会、議事録に関しては次の通りに定める。
 - (1) 通知は10日以前に送付する。
 - (2) 本会の議決は出席理事の過半数を以て決議する。

第19条 理事会の下部組織として以下の委員会を設置する。

総務委員会

競技委員会

強化委員会

普及委員会

審判委員会

倫理委員会

第20条 委員会は理事により構成され、理事はいずれかの委員会を担当することとする。

第21条 委員長は、委員会の委員として理事以外に最大で2名までの委員を会員より任命することができる。ただし、理事以外の委員は、委員総数の $\frac{1}{2}$ を超えてはならない。

第22条 委員会は、理事会で承認された業務案以内で理事会の決定事項の遂行をする。

第23条 委員会は、委員会で審議された内容および業務執行内容について理事会に報告しなければならない。

第7章 規約の改正

第24条 規約の改正は総会の $\frac{2}{3}$ の承認を必要とする。

第25条 改正の発議権は会員全員が保有する。

第8章 表彰

第26条 本連盟の表彰は別に定める。

第9章 罷免、罰則

第27条 会員の2／5以上の発議により、総会の決議もしくは、会員の過半数の署名がある場合は、会員の承認を得て、理事、監事を罷免することができる。その場合、後任者は罷免が成立してから1ヶ月以内に選出されなければならない。

第28条 会員は、会員たる義務を怠り、また、会員としての対面を汚し、本連盟の名誉を失墜させ、本連盟の運営に支障を来したと認められたとき、理事会の決定により次の罰則が適用される。但し、第3項の摘要については総会の承認を要する。

- 1 戒告
- 2 本連盟主催事業への一定期間参加停止
- 3 除名

第10章 会計

第29条 本連盟の資産は継ぎに挙げられるものからなる。

- 1 会員の会費及び入会金
- 2 日本馬術連盟、茨城県、その他の公共団体からの助成金または補助金
- 3 この連盟の所有する財産及び財産から生じる収入
- 4 有志者から寄付された金銭または物件
- 5 その他連盟主催の講演会、講習会で得た収入

第30条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。また、決算書及び関連証憑は、期末日より60日以内に監查理事に提出されなければならない。

第31条 本連盟の予算及び決算は理事会で審議する。

第32条 臨時の出費等で予算の変更を要するときは、会員は理事に報告し、承認を得なければならない。

第11章 雑則

第33条 本連盟の運営上必要と認められたときは、理事会で諮り、内規を定めることができる。

付則

- 1 本会則は昭和41年6月1日より施行する。
- 2 平成13年7月の総会においてその全部を改正。
- 3 平成28年8月の総会においてその一部を改正。
- 4 令和5年6月の総会においてその一部を改正。